

# 米田のFP通信



ちょっと気になる「保険」や「年金」についての話題をお届けします。



## ご挨拶

スポーツの秋、食欲の秋、読書の秋、芸術の秋などいろいろな秋がありますね。皆さんにとっては今年の秋はどのような秋ですか？

10月～11月にかけて保険会社から保険料控除証明書が送られてきます。保険料控除証明書は、年末調整や確定申告に必要となります。

紛失してしまうと再発行に時間がかかり提出期限に間に合わずにご迷惑をおかけすることもありますので大切に保管しておいてください。

保険会社から控除証明書が送られてくるこの時期、加入している保険の内容について確認する機会にはいかがでしょうか？



## 今月号のちょっと気になるお金のコラム

公的年金を繰下げ受給すると1か月あたり0.7%の増額になります。ただ繰下げ期間中にまとまったお金が必要になったり大きな病気になったら・・・

## 令和6年度予算 概算要求110兆円超え

8月末に各省庁から令和6年度予算の概算要求が出そろいました。その中で気になったのが国債費と私たちの医療や年金と直接かかわる社会保障費の二つです。

国債費とは国が発行した国債に対する利払いと償還に必要なお金のことです。昨今の金利上昇を背景に想定金利を1.1%から1.5%に引き上げ、28兆1424億円を計上しました。前年比約1割増、予算全体の25%が借金の利息と返済に充てられます。

もう一つ気になるのは社会保障費です。厚生労働省の要求額は33兆7300億円と、23年度当初予算より5900億円程度増加します。

さらに来年は診療報酬と介護報酬の同時改定があります。医療や介護サービスを提供するためのコストも物価高で上がっていることを考えるとこちらも負担増になるかもしれません。

社会保障費全体の予算は134.3兆円で20年前とくらべ約50兆円も増えました。今後も2025年には約140兆円、団塊ジュニアが高齢者になる2040年には約190兆円になることが予想されています。

受益と負担の在り方の見直しはますます進むことが予想されます。自身の万が一や老後に向けてしっかりと備えておくことが必要だと思います。



1999年からFP業務を行っています。現在はIFAとして最適な金融商品の選定やアドバイス、加入者の方のライフプラン相談、事業承継や相続、保険相談を中心に活動しています。ドクター、企業の経営者から個人まで年間で200人以上の方の相談をさせていただいています。

株式会社リスマネジメント・ラボラトリー 大阪支店  
〒543-0018大阪市天王寺区空清町8-33 大阪府医師協同組合東館3階  
電話06-6766-1511 携帯090-1152-3889 メールyoneda760@rml.co.jp

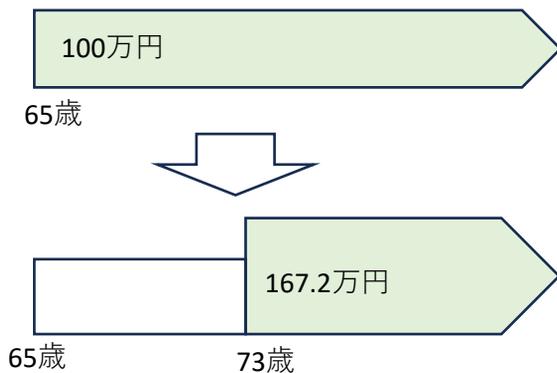
## ちょっと気になるお金のコラム

### 公的年金の繰下げ受給

公的年金は原則65歳から受給開始ですが、受給年齢を遅らせることにより受給額を増やすことができます（上限75歳まで）。

基本年金額が仮に100万円の場合、65歳から受給を開始した場合生涯にわたり100万円を受給できます。

受給開始を遅らせると1か月あたり0.7%増額になります。仮に73歳から繰下げ受給をした場合の受給額は167万2千円になります（増額分：67.2万円＝100万円×0.7%×8年（96か月））。

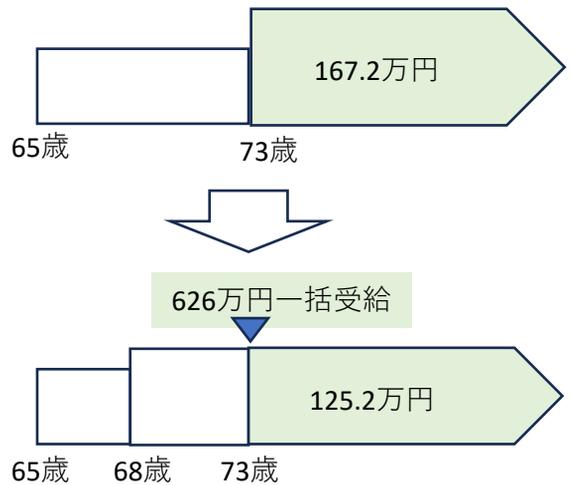


健康なうちは働くなどして上手に繰下げを利用するのが老後資金確保のポイントになりそうですね。

ところが例えばこの例で73歳の時に何かの理由でまとまった資金が必要になった場合、あるいは大きな病気になり増額したものを長くもらうことが難しいと感じた場合はどうしたらよいでしょうか？

### 特例的な繰下げみなし増額制度を利用する

特例的な繰下げみなし増額制度とは、70歳到達後に繰下げ申出をせずにさかのぼって本来の年金を受け取ることを選択した場合でも、請求の5年前の日に繰下げ申出したものとみなし、増額された年金の5年間分を一括して受け取ることができる、制度のことです。



73歳時に繰下げを選択せずにさかのぼって本来の年金額の受給を選択した場合、68歳まで繰下げた場合の受給額である125.2万円の5年分を一括で受給できます。

今年4月からの新しい制度ですがこれにより従来よりも安心して繰下げを選択できるようになったと思います。

公的年金の繰下げ受給を上手に活用することを前提に老後のマネープランを検討することも必要かもしれませんね。